

(宛名印刷)

奥州市長 倉 成 淳

冬季特別対策助成金のご案内

令和 6 年度奥州市低所得者等冬季特別対策助成金の支給申請について(ご案内)  
市では、原油価格・物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯で支給要件に該当する皆さんへ、光熱費等の負担軽減を目的として 1 世帯あたり 8 千円の助成金を支給することとしました。

あなたは支給要件に該当しますので、期限までに同封の返信用封筒を利用し、申請書を返送して下さい。

支給要件

次の (1) と (2) の両方の条件を満たす世帯

- (1) 令和 6 年 12 月 1 日時点で奥州市に住民登録している
- (2) 世帯員全員が令和 6 年度住民税非課税で①～③のいずれかに該当する世帯  
又は生活保護世帯
  - ① 高齢者世帯 (令和 7 年 3 月 31 日時点で 65 歳以上の方のみの世帯)
  - ② 重度障がい者がいる世帯
  - ③ ひとり親世帯

- 1 助成額 1 世帯につき 8,000 円 (※ 1 回限り)
- 2 申請者 世帯主 (注) 代理人による申請も可能ですが、申請書の代理人欄の記入が必要
- 3 申請方法 返信用封筒(切手不要)を利用して下記の書類を返送してください。
  - (1) 申請書
  - (2) 世帯主の本人確認書類 (マイナンバーカード (表面)、運転免許証等のコピー)
  - (3) 世帯主の振込先金融機関口座が確認できる書類 (通帳のコピー)
- 4 支給日 

市が申請書を受理した日	1/10~1/24	1/25~2/7	2/8~2/21	2/22~2/28
支給日 (予定日)	1 月 31 日	2 月 17 日	3 月 3 日	3 月 17 日

※ 確定した支給日は、申請受付後に送付する支給決定通知書で確認してください。
- 5 申請期限 令和 7 年 2 月 28 日 (金) ※ 当日の消印有効
- 6 その他 令和 6 年 12 月以降に課税額が変更になり、支給要件に該当しなくなった場合は、助成金を返還していただく場合があります。

【令和 7 年度以降の低所得者等冬季特別対策助成事業についてのお知らせ】

本事業は、岩手県の補助を受け、令和 3 年度から継続して実施しております。令和 4 年度以降は、県が示す 1 世帯当たりの補助単価に奥州市独自に上乘せを行い 8,000 円を支給してまいりましたが、令和 6 年度をもって上乘せを終了します。令和 7 年度以降は、県の補助の有無に基づき、県が示す補助単価により給付の実施を検討する予定ですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

《問い合わせ先》

奥州市福祉部福祉課地域福祉係

TEL : 0197-34-2324 (直通)、0197-24-2111 (内線 1177, 1233, 1238, 1239)